和東町公共施設等総合管理計画

平成 29 年　3 月

和東町

目次

第１章　はじめに 1
１．計画策定の背景と目的 1
２．計画の位置付けと対象範囲 1
（１）計画の位置付け 1
（２）計画の対象範囲 2
第２章　本町が保有する公共施設等の現況 3
１．公共建築物の現況 3
２．公共施設等の運営方法 4
３．他自治体との比較 4
４．インフラ資産の現況 4
（１）道路 4
（２）橋りょう 5
（３）簡易水道 5
（４）下水道 5
５．その他資産の現況 6
（１）公園・広場・簡易児童遊園 6
（２）林道 6
第３章　本町における社会状況の変化 7
１．人口動向 7
（１）これまでの人口の推移 7
（２）将来展望人口 7
２．財政状況 8
（１）歳入 8
（２）歳出 9
第４章　公共施設等の将来更新費用試算 10
１．公共建築物 10
２．インフラ資産 10
３．公共施設等全体 11
第５章　公共施設等に関する現況のまとめと課題 12
１．本町が保有する公共施設等の現況から 12
２．本町における社会状況の変化から 12
３．公共施設等の将来更新費用試算から 12
４．本町の公共施設等の現況及び社会状況の変化を総合して 12
第６章　公共施設等の管理に関する基本的な方針 13
１．主要施策 13
２．計画の期間 15
３．数値目標 15

（１）目標設定の考え方 15
（２）目標設定の条件 16
（３）数値目標 16
４．公共施設等の維持管理に関する各事項の実施方針 16
（１）点検・診断等の実施方針 16
（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針 16
（３）安全確保の実施方針 17
（４）耐震化の実施方針 17
（５）長寿命化の実施方針 17
（６）統合(集約化・複合化)や廃止の推進方針 17
（７）民間活力の導入方針 17
５．取組体制の構築とフォローアップの実施方針 18
（１）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 18
（２）フォローアップ及び PDCA の実施方針 18
（３）計画の推進にあたって 18
第７章　施設類型別の維持管理方針 19
１．公共建築物 19
（１）町民文化系施設 19
（２）社会教育系施設 19
（３）スポーツ・レクリエーション系施設 20
（４）産業系施設 21
（５）学校教育系施設 22
（６）子育て支援施設 23
（７）保健・福祉施設 24
（８）医療施設 25
（９）行政系施設 26
（１０）公営住宅 27
（１１）公園 28
（１２）供給処理施設 28
（１３）その他 29
２．インフラ資産 30
（１）道路 30
（２）橋りょう 30
（３）簡易水道 31
（４）下水道 31
第８章　おわりに 32
巻末資料　将来更新費用試算条件 33

【本書で使用する施設情報に関する記載項目の説明】

項目	記載内容
施設名	施設の名称
棟名	一つの施設に複数の建築物が存在する場合、それぞれを識別するために棟の役割を表したもの。
延床面積	各建築物の各階の床面積を合計したもの。 本書では小数第一位を四捨五入して表示。そのため、丸め誤差※が発生し、表示された数値を加算した数値と実際の合計（真の値）は異なる。 ※「丸め誤差」：小数点以下の桁を省略したときに発生する誤差。
建築年度	建築物が完成した年度。
築年数	建築後の経過年。本書では平成 28 年度を基準として計算。
構造	W…木造 S…鉄骨造 RC…鉄筋コンクリート造 SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造 CB…コンクリートブロック造 PC…プレキャストコンクリート造 LS…簡易耐火構造
耐震補強	未実施…昭和 56 年度以前に建設され、耐震補強をまだ行っていない建築物 実施済…耐震補強を実施した建築物 新基準…建築年度が昭和 57 年以降であるため新耐震基準で建設されている建築物 不要…耐震診断の結果耐震補強が不要であると診断された建築物及び延床面積が 200 ㎡以下のため耐震補強が不要な建築物
運営	直営…町が直接運営している施設 指定…指定管理者制度を適用している施設 委託…指定管理者制度を適用していない施設のうち、業務の運営を民間団体へ委託することにより運営している施設。 広域…相楽東部広域連合が運営している施設 貸与…他団体に貸与している施設 企業…公営企業により運営されている施設

第１章　はじめに

１．計画策定の背景と目的

我が国において、都市部では昭和 50 年頃、地方では昭和 60 年頃に、大量の公共建築物やインフラ資産(以下、公共施設等)が建設されました。今後は、これらの公共施設等の老朽化に対する措置(改修・更新)が本格的に始まります。

しかし、全国的に地方公共団体の財政状況は厳しく、公共施設等の改修や更新に充てられる費用は限られます。

このような状況の中、10 年以上の長期的な視点で、財政や人口等の将来を見据えて公共施設等の維持管理を行うための基本的な方針を示す「公共施設等総合管理計画」の策定を、総務省が全国の地方公共団体に対し要請しました。

本町においても、町民のニーズの多様化に対応する中で様々な公共施設等を建設しており、今後はこれらの維持管理を計画的に進めることが必要になります。

本計画は、本町が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理の推進を目的として策定するものです。

２．計画の位置付けと対象範囲

（１）計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、国土交通省の「インフラ長寿命化基本計画(平成 25 年 11 月)」の地方公共団体における行動計画に位置付けられます。また、公共施設等総合管理計画の下位には、施設類型ごとの個別施設計画が位置付けられます。

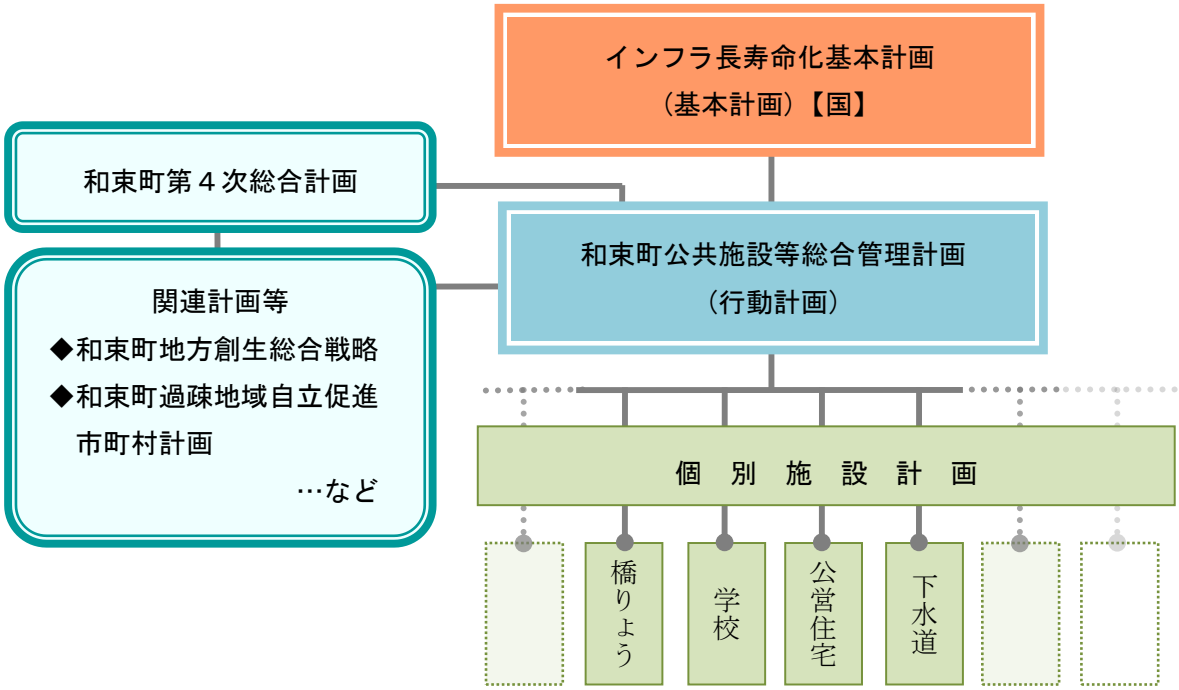

◆　公共施設等総合管理計画の位置付け　◆

（２）計画の対象範囲

計画の対象は、本町が保有する公共建築物及びインフラ資産とします。

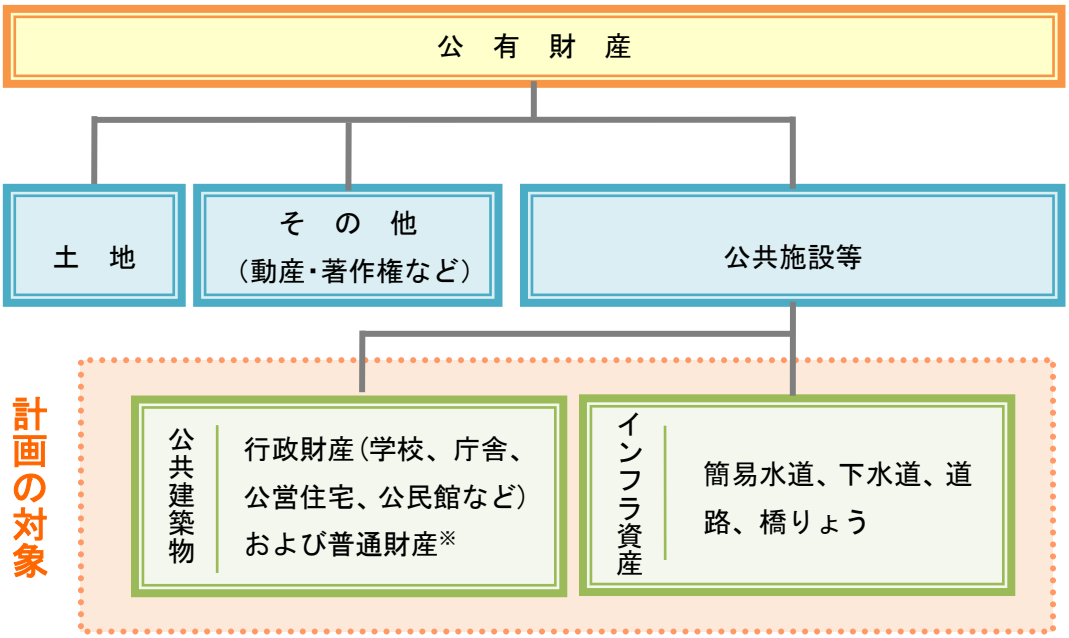

※普通財産は、地方自治法第 238 条に示される貸付、交換、売払い、譲与、出資を目的とする財産である。

◆　計画の対象施設　◆

第２章　本町が保有する公共施設等の現況

１．公共建築物の現況

本町は公共建築物を 48 施設保有し、その総延床面積は 32,126 ㎡となっています。

すでに築 30 年以上経過している建築物が全体の約 52.0%を占めています。

全体の公共建築物のうち約 11.3%が旧耐震基準のまま耐震補強未実施となっています。

施設類型	延床面積(㎡)
町民文化系施設	642
社会教育系施設	1,012
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	2,658
産業系施設	3,508
学校教育系施設	9,417
子育て支援施設	1,909
保健･福祉施設	2,104
医療施設	892
行政系施設	2,203
公営住宅	6,127
公園	228
供給処理施設	1,084
その他	344
合　計	32,126

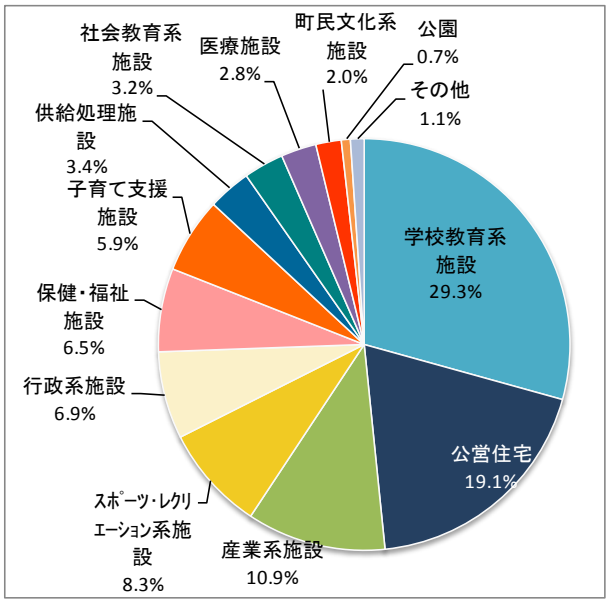

◆公共建築物の延床面積◆

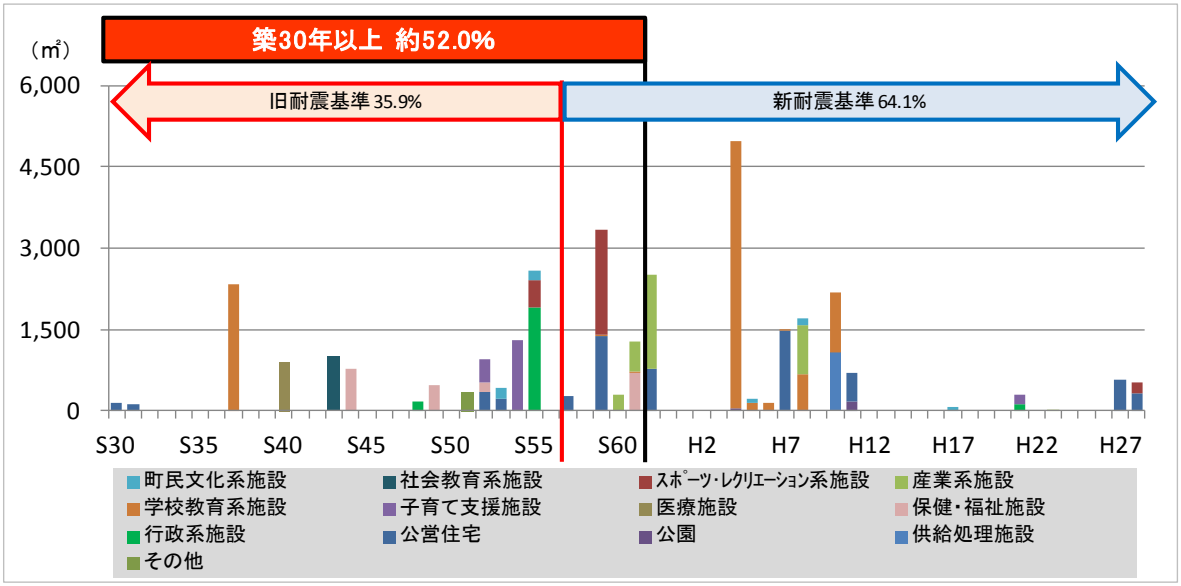

◆年度別整備延床面積◆

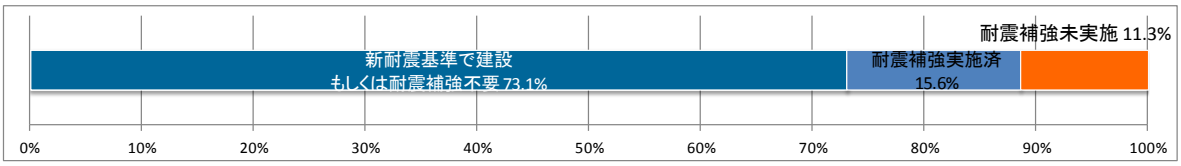

◆耐震改修の実施状況◆

２．公共施設等の運営方法

本町保有施設の運営は、多くが直営で行われています。相楽東部広域連合による管理は 4 施設、委託や指定管理者制度等を適用して民間活力を取り入れている施設は 7 施設となっています。

◆施設類型、運営方法別施設数◆

施設類型	直営	委託	指定管理	貸与	広域連合
町民文化系施設	2	3	0	0	0
社会教育系施設	1	0	0	0	0
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	1	0	2	0	0
産業系施設	5	1	0	1	0
学校教育系施設	0	0	0	0	3
子育て支援施設	4	0	0	0	0
保健・福祉施設	4	0	0	0	0
医療施設	1	0	0	0	0
行政系施設	3	0	0	0	0
公営住宅	14	0	0	0	0
公園	0	1	0	0	0
供給処理施設	0	0	0	0	1
その他	1	0	0	0	0
合　計	**36**	**5**	**2**	**1**	**4**

３．他自治体との比較

本町の住民一人当たりの公共施設延床面積は5.16 ㎡/人となっています。全国の国民一人当たり公共施設延床面積は3.80 ㎡/人と本町と比較して差が見られますが、京都府内の他自治体と比較すると概ね中間に位置します。

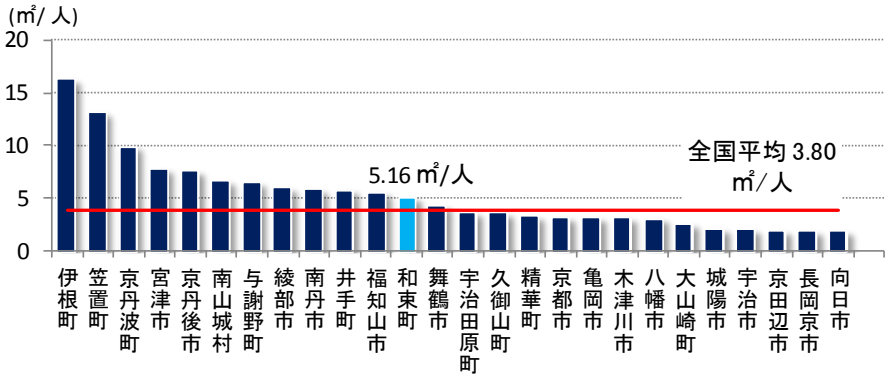

出典）総務省「公共施設状況調経年比較表(H26)」、総務省統計局「国勢調査結果(H27)」

◆一人当たりの公共建築物の延床面積◆

４．インフラ資産の現況

（１）道路

本町の管理する道路は実延長約 243km、道路面積 615,527 ㎡となっています。

◆道路の整備状況◆

分類	実延長	面積
町道	243, 230m	615, 527 ㎡

（２）橋りょう

本町の管理する町道に架かる橋りょうは 176 橋で、その多くが昭和 50 年までに建設されています。さらに、建設から 60 年以上経過したものも見られます。

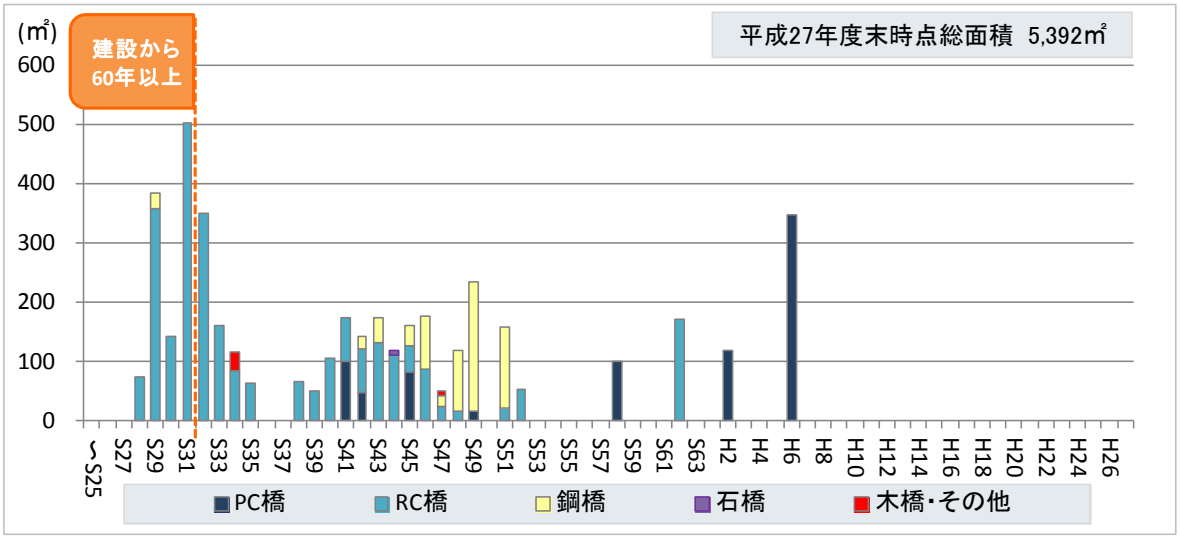

◆橋りょうの整備状況（橋りょう面積）◆

（３）簡易水道

本町の管理する簡易水道管は 66,387m となっています。

◆水道管の整備状況◆

導水管	送水管	配水管	総延長
3, 710m	1, 805m	60, 872m	66, 387m

（４）下水道

本町の管理する下水道管は 35,287m となっています。その整備は平成に入ってから始まったため、50 年の耐用年数を超えているものはありません。

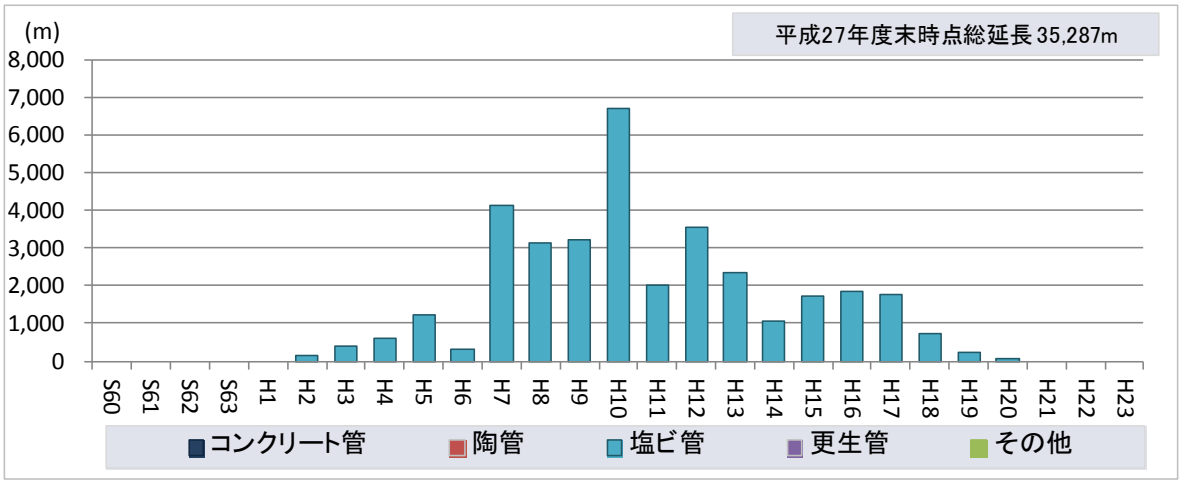

◆下水道管の整備状況◆

５．その他資産の現況

（１）公園・広場・簡易児童遊園

本町の管理する公園・広場・簡易児童遊園は 15 施設となっています。

◆公園・広場一覧◆

名　　称	設置年度
和東運動公園	S61
湯船森林公園	H11
コミュニティリバー公園 （湯船森林公園内）	H4
和東川ふるさと砂防公園	H15
児童公園	S54
ふるさと・ふれあい広場	H6
湯船コミュニティ広場	H7
東和東ゲートボール場	H7

※湯船森林公園、コミュニティリバー公園には公共建築物に分類される建物がある。

◆和東町簡易児童遊園一覧◆

名　　称	設置年度
蔵	S45
撰原区	S51
杣田	S53
下島	S61
石寺	S54
みんなの広場(門前)	H3
みんなの広場(木屋)	H4

（２）林道

本町の管理する林道は 2 路線で、林道に架かる橋りょうは 12 橋となっています。

◆林道・橋りょうの整備状況◆

区　分	数量	名　　称
林道	2 路線	三国越林道
		鷲峰山林道
橋りょう	12 橋	―

第３章　本町における社会状況の変化

１．人口動向

（１）これまでの人口の推移

国勢調査によると、本町の人口は昭和 60 年の 6,333 人以降、減少傾向で推移しており、平成 27 年には 37.5%減少の 3,956 人となっています。

年齢階層別に人口の推移を見ると、年少人口は一貫して減少傾向で推移しており、平成 2 年に老年人口を下回ってからも、減少を続けています。その結果、総人口に占める年少人口の割合は平成 27 年で 8.3%となっています。

（２）将来展望人口

本町の総人口は今後も減少が続きますが、政策誘導による上乗せによって平成 72 年には平成 27 年に比べて 39.6%減少の 2,388 人になると推計しています。

年齢階層別に推移を見ると、年少人口は緩やかに上昇したあと再び減少し、平成 72 年時点では平成 27 年の 328 人から 2.7%増加の 337 人となる見通しです。一方、生産年齢人口は減少の一途をたどり、平成 72 年時点では平成 27 年の 2,022 人から 43.7%減少の 1,138 人となる見通しです。また、老年人口も長期的に見ると減少が予測されます。老年人口率は平成 27 年時点で 40.6%ですが、平成 72 年には 38.2%に微小ながら下がると推計されていますが、40%付近であることには変わりありません。

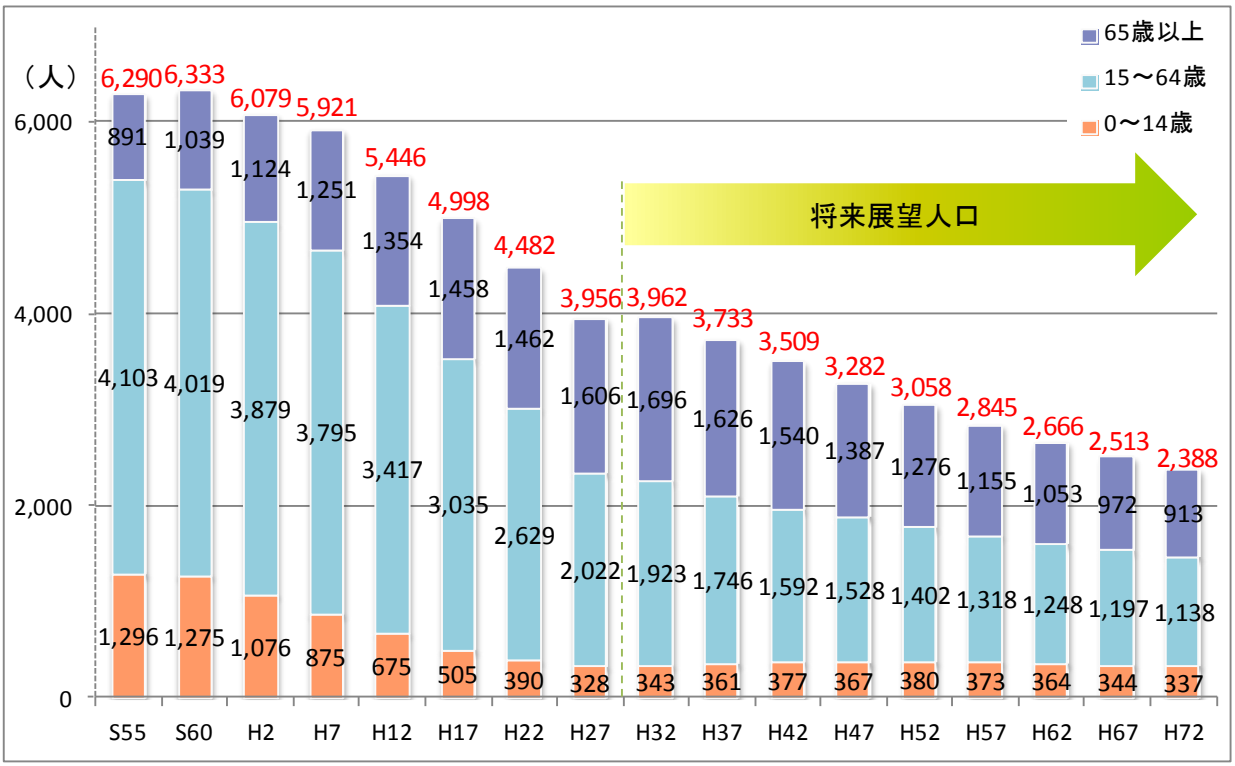

※1 年齢不詳は平成 22 年に 1 人

※2 将来展望人口は端数処理により、各区分の合計が表記されている合計値と合わない場合がある。

出典）総務省統計局「国勢調査結果」、「和束町人口ビジョン」（H27 年 10 月）将来展望人口

◆　年齢階層別人口の推移　◆

２．財政状況

（１）歳入

平成 18 年度から平成 27 年度における本町の歳入総額は、約 26.2 億円から約 38.6 億円と増加しています。

しかし、その内訳をみると、その要因は国庫支出金や都道府県支出金、地方交付税、市町村債等の依存財源の増加によるもので、自主財源である市町村税は減少傾向にあります。将来的にも人口減少により、自主財源の確保は厳しいものと想定されます。

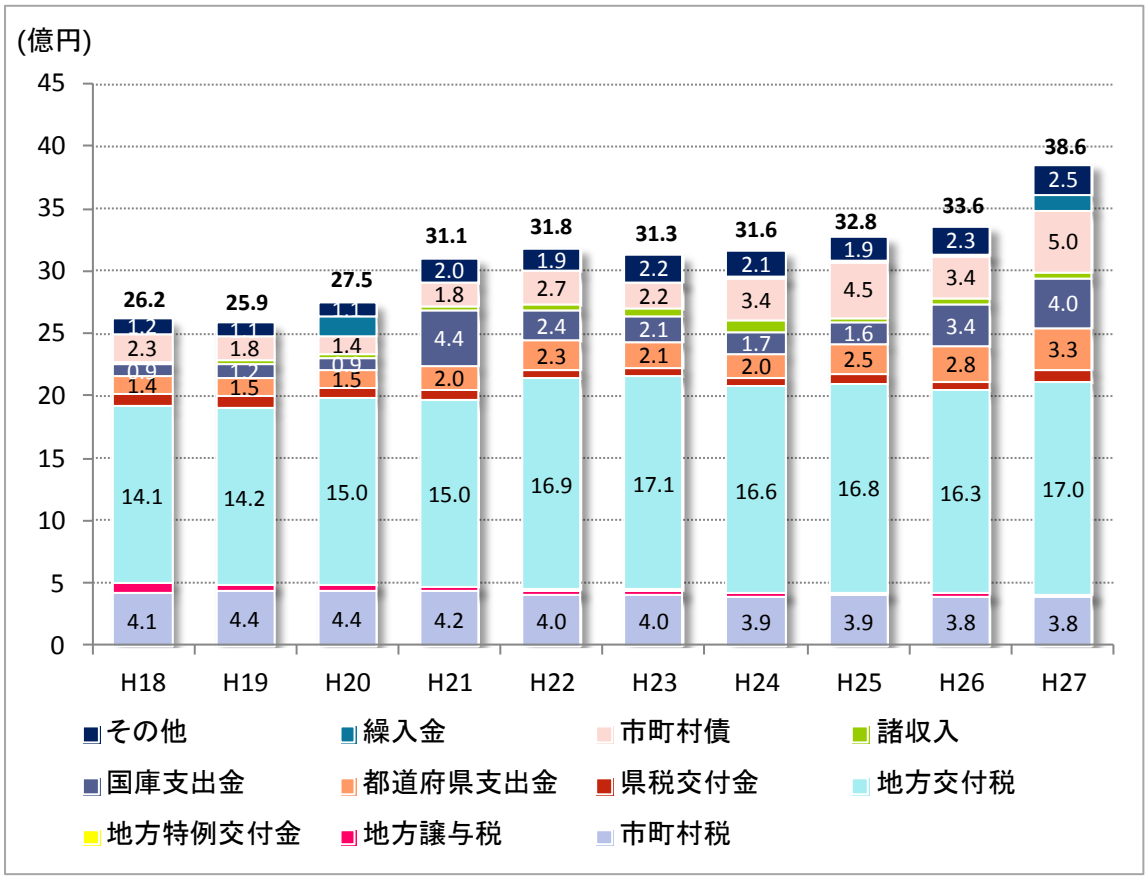

※その他は、「維持補修費」「積立金」「投資・出資金・貸付金」「前年度繰上充用金」「予備費」の合計

出典）平成 18 年度～平成 26 年度決算カード、平成 27 年和束町経常収支に関する調べ

◆　歳入（普通会計）　◆

（２）歳出

平成 21 年度以降、一部事務組合への負担金や補助金などが該当する補助費等が大きく増加しています。

また、公共施設等の建設や改修費用が該当する投資的経費も、平成 18 年度から平成 27 年にかけて約 1.7 億円から約 6.9 億円に増加しています。

そして、住民福祉の増進を図るために支出される扶助費も、金額は小さいながら増加率では大きく上昇しています。

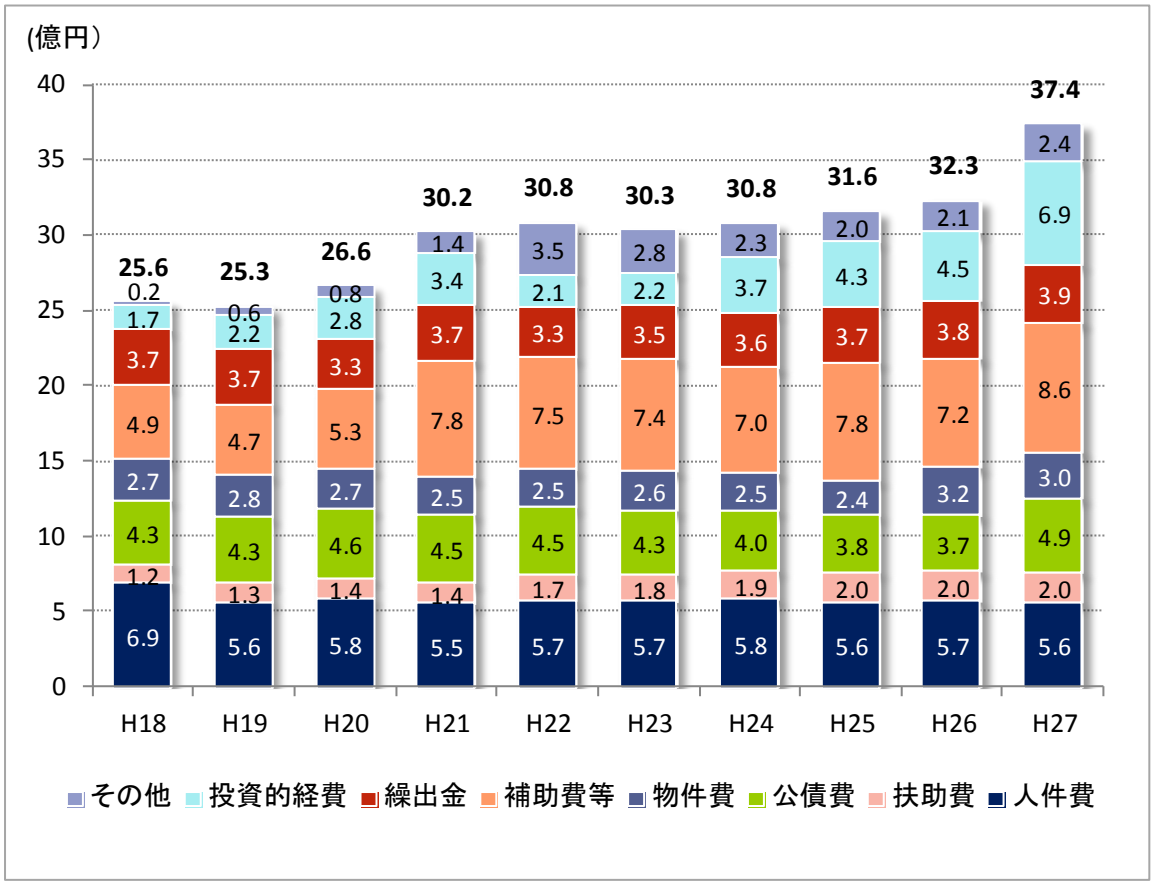

出典）平成 18 年度～平成 26 年度決算カード、平成 27 年和束町経常収支に関する調べ

◆　歳出（普通会計、性質別）　◆

第４章　公共施設等の将来更新費用試算

本町が現在保有している公共施設等を同じ総量で今後も維持し続けるものと仮定した場合にかかる大規模改修及び更新費用の試算を総務省の基準により試算します。

１．公共建築物

今後 40 年間で必要となる大規模改修及び更新費用の 1 年当たりの平均額は約 3.4 億円に上ります。これは、過去 5 年間の公共建築物にかけてきた投資的経費の 1 年当たり平均額の 4 倍を超えています。

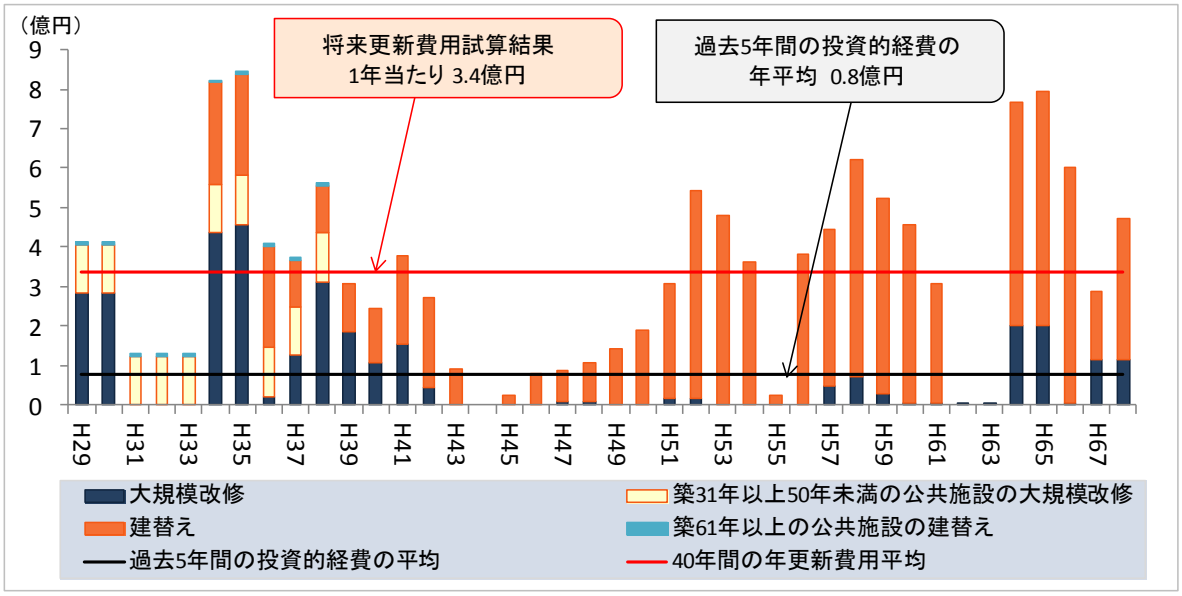

◆公共建築物の将来更新費用試算結果◆

２．インフラ資産

インフラ資産における現在の保有量の今後の更新費用も過去 5 年間の投資的経費の平均を上回っており、その差は 2.5 倍に上ります。

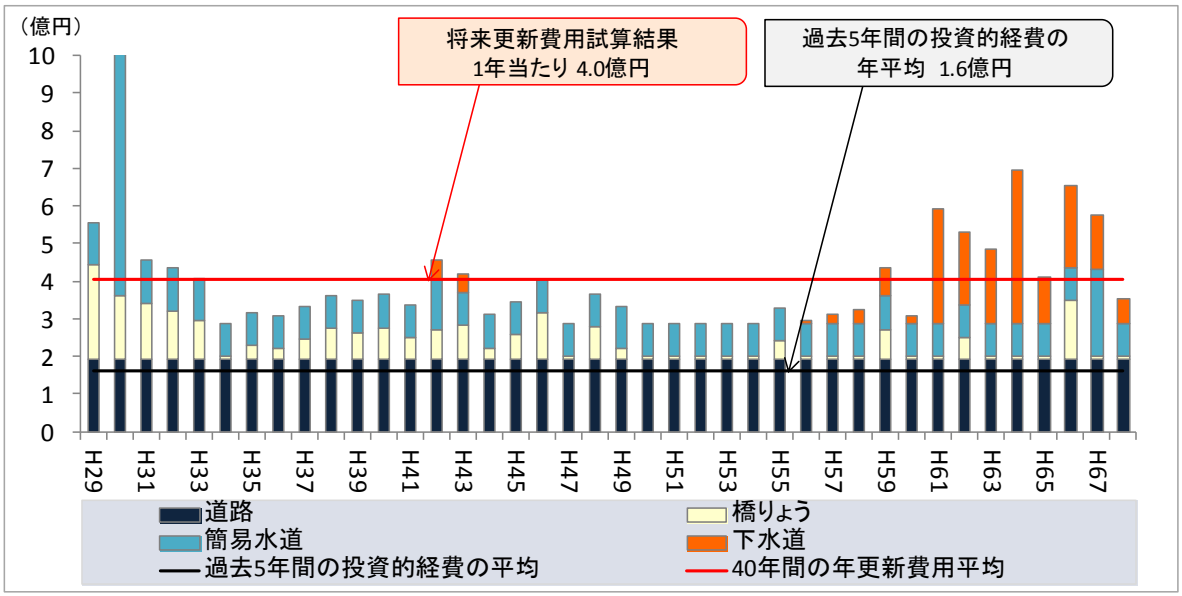

◆インフラ資産の将来更新費用試算結果◆

３．公共施設等全体

公共建築物及びインフラ資産を合算した全体を見ると、過去 5 年間の投資的経費に対して、今後かかる費用は大幅に不足することがわかります。

本町における公共施設等将来更新費用の推移は、これから 15 年程度は、大きな山を迎えることが予測されています。その山を越えた先(平成 44 年頃)には一度公共建築物にかかる費用が小さくなることからしばらく落ち着き、再び大きくなっていく見込みとなっています。

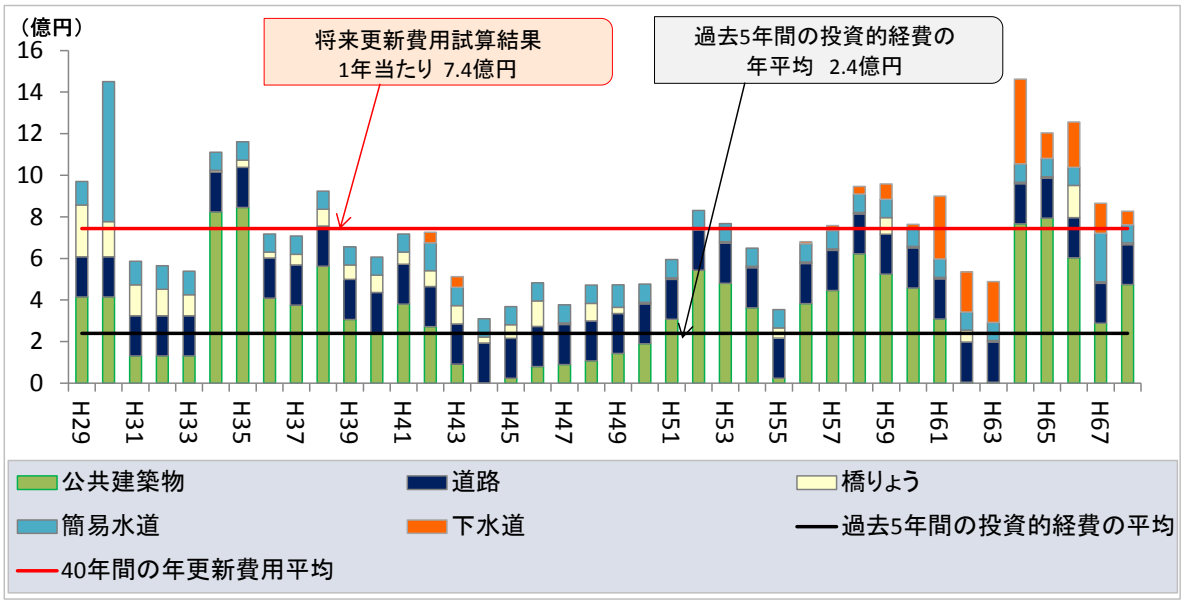

◆公共施設等全体の将来更新費用試算結果◆

第５章　公共施設等に関する現況のまとめと課題

１．本町が保有する公共施設等の現況から

○昭和 30 年代から昭和 60 年代にかけて建設された建築物の老朽化が進んでおり、利用者の安全確保や施設の機能維持のための大規模な改修や必要に応じて建替えも実施しなければならない状況を迎えています。現時点で築 30 年以上を超えている公共建築物は全体の 47.9%(延床面積)に上っており喫緊の課題であると言えます。

○本町の橋りょうは多くが昭和 50 年までに建設されており、建設から 60 年以上経過しているものも見られます。こちらも優先的に対処しなければならない課題と言えます。

○本町が保有する 48 施設のうち多くが町の直営であり、委託や指定管理者制度を適用して運営している施設は 7 施設のみとなっています。したがって、民間の活力やノウハウをより多く公共施設等に取り入れて、より施設を有効活用することができる余地があるものと考えられます。

２．本町における社会状況の変化から

○本町の総人口は今後も減少が続きますが､政策誘導による上乗せによって平成 72 年には平成 27 年に比べて 39.6%減少の 2,388 人になると推計しています｡また、老齢人口が 40%付近である状態も続くことが予測されます。

○生産年齢人口の減少に伴う町税収入の減少、少子高齢化に対応するための歳出(扶助費)の増大などにより、現在増加傾向にある投資的経費のさらなる増加、あるいは、同水準で継続して割り当てることが難しくなることが予測されます。

３．公共施設等の将来更新費用試算から

○現在保有している公共施設等を同じ総量で今後も維持し続けるものと想定して将来にかかる大規模改修や更新の費用を試算すると、公共建築物においては過去 5 年間の公共建築物に投じた投資的経費の 4 倍以上､インフラにおいても 2.5 倍の費用の発生が予測されます。

４．本町の公共施設等の現況及び社会状況の変化を総合して

○現在保有している施設を同じ規模、同じ運営方法、同じ維持管理手法のまま維持し続けることは現実的に不可能であることが考えられます。したがって、人口減少や少子高齢化が続くことを踏まえた施設の規模縮小化や集約化、複合化、また、運営においては民間活力や民間のノウハウの導入による有効活用、躯体・設備等の維持管理面では中長期的な計画をもって取り組むなど様々な方法を視野に入れ今後の公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

第６章　公共施設等の管理に関する基本的な方針

１．主要施策

本町の保有する公共施設等に関して、先述した現況と課題がある中で、必要な行政サービスを継続していくためにも、また、これからの世代に過大な負担を強いることの無いようにするためにも、次に挙げる基本的な方針に基づいて公共施設等の維持管理や運営に努めていきます。

主要施策１　既存施設の有効活用と効率的な運営管理

（公共建築物）

本町の公共施設等は多くを町の直営で運営していますが、老朽化した施設を全て更新し続けることは将来的に困難になってきます。これまで整備してきた公共施設等は町の大切な資産として捉え、有効に活用するとともに、効率的な管理運営により、サービスの継続と経費削減に努めます。

また、必要性が低下した公共施設や利用見通しのない施設については、売却・貸付等の検討を進めるとともに、地元住民との生活に密着した施設は、関係者等との話し合いを行いながら協働による運営を行い、必要に応じて地元への移管も含め、施設が最大限に活用される方法を検討します。

主要施策２　施設保有量の適正化　（公共建築物）

厳しい財政状況と将来的な人口減少を踏まえて、施設保有量の縮減を推進します。

更新（建替え）時期を迎えた施設については、施設維持の視点ではなく、機能（公共サービス）維持を目的とした複合化・集約化に取り組み、必要な公共サービスに応じた施設規模の適正化に努めることで、施設保有量の縮減を図ります。また、使用可能な施設が用途廃止された場合は、民間活用も含めその後の用途転用を検討します。

本町では、これまでにも一部施設は広域連合として周辺自治体と協力しながら施設の維持管理を進めてきました。これからも相楽東部、必要に応じて相楽地域全体での広域的な視点も含めて今後の施設のあり方を検討していきます。

なお、施設保有量の縮減を進めるにあたっては、必要な公共サービスの確保に十分留意しながら進めることとします。

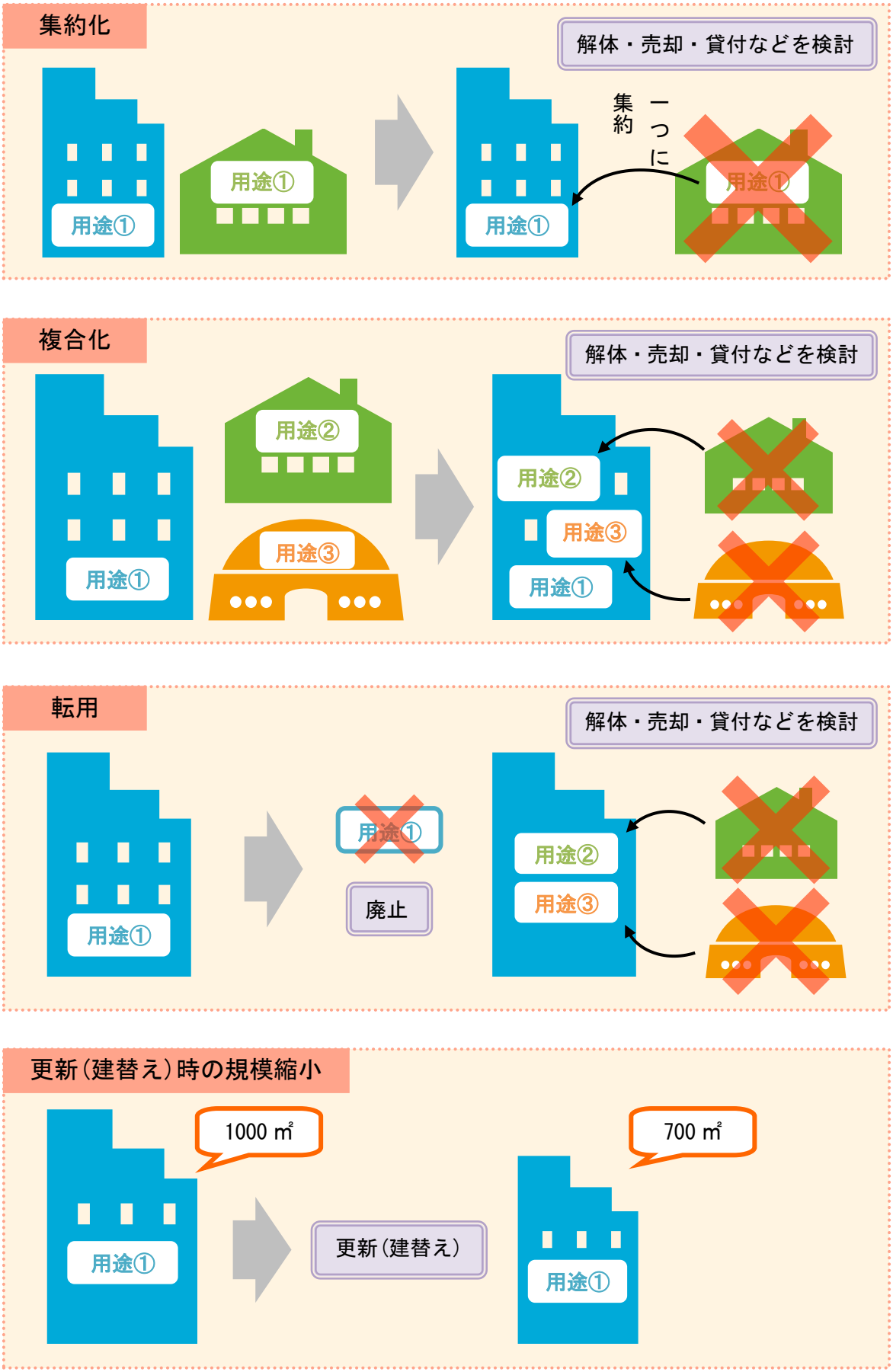

◆施設保有量の適正化手法のイメージ◆

主要施策３　安全性確保及び長寿命化の推進

（公共建築物、インフラ資産）

公共施設等に対し定期的な点検を実施し、利用者の安全を確保します。

更新（建替え）や集約化、複合化を行うことが決定した施設に対しても、解体や廃止となるまでは適切に維持管理し、安全管理に努めます。

また、インフラ資産や比較的新しい公共建築物、あるいは大規模な公共建築物など必要な公共施設等に対しては、長寿命化計画を個別施設計画として策定し、計画的に修繕を行う予防保全型の維持管理を行います。

２．計画の期間

公共施設等の計画的な維持管理は、国の方針に基づき、中長期的な視点で行っていく必要があります。本町では、将来更新費用試算結果から、今後しばらく公共建築物に対する大規模改修や更新需要が続き、その需要は平成 44 年度に一旦小さくなりますが、再び大きくなっていく見込みとなっています。

したがって、その需要に対応する計画とすべく、本計画の期間は平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間とします。

なお、施策の進捗や本町の社会状況の変化等により必要と判断されるときには本計画の見直しを行うものとします。また、本計画第７章「施設類型別の維持管理方針」については、各施設の利用状況等を踏まえつつ、5 年ごとに見直しを行うものとします。

３．数値目標

本町の公共施設等の管理に関する「主要施策２　施設保有量の適正化」を踏まえ、必要な行政サービス水準を確保しつつ人口規模に応じた施設保有量の削減を進めるにあたって、計画期間における施設保有量の縮減目標を設定します。

（１）目標設定の考え方

「第４章　公共施設等の将来更新費用試算」で示したとおり、今後 40 年間、施設を全て維持管理していくためには、過去 5 年間の投資的経費の約 4 倍の財源が必要となる計算となるため、施設保有量の適正化を進める必要があります。

本町では、今後の人口減少の推移に合わせて施設保有総量の縮減を進めます。

和束町人口ビジョンにおける定住人口の見通し（将来展望）

2020 年（平成 32 年）：約 4000 人
2040 年（平成 52 年）：約 3100 人
2060 年（平成 72 年）：約 2400 人

40 年間で約 40%減少

（２）目標設定の条件

目標設定の条件は以下のとおりです。

区分	設定
目標設定対象	公共建築物の延床面積を対象とします。 インフラ資産は今後のまちづくり方針と調整を図りつつ、各施設の長寿命化計画にもとづき維持管理費用の平準化とライフサイクルコストの縮減を図ります。
縮減量の設定	平成 32 年～平成 72 年の定住人口見通しによる人口減少率約 40%を踏まえ、40 年後（平成 69 年度）までに施設の延床面積の縮減量を約 40%と設定します。

（３）数値目標

数値目標を以下のとおりに設定します。

公共建築物の施設総量：今後 40 年間で 40%縮減

●人口ビジョンの定住人口見通しによる減少率を踏まえて設定します。

●40 年後の住民一人当たりの床面積は現状の水準が維持されます。

なお、この目標に向かって施設保有総量の縮減を進めた場合でも、将来の施設更新費用の見込みについては依然として財政的に厳しい状況になると予測されます。

そのため更新費不足分については、効率的な運営や施設縮減に伴う管理運営費の削減分の充当、除却により未利用地となった土地の売却、貸付等による財源確保の検討が必要となってきます。

４．公共施設等の維持管理に関する各事項の実施方針

（１）点検・診断等の実施方針

公共施設等の点検・診断の際は、これまで行われてきた管理の状況や建設・設置からの経過年数等を踏まえて老朽化状況を確認します。

法定定期点検を行うことは当然ですが、必要に応じて、日常的なパトロールを行い利用者の安全確保に努めます。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

問題が発生してから対処療法的に老朽化した箇所を修繕する事後保全型の維持管理から、劣化が重大になる前の段階から計画性をもって修繕する予防保全型の維持管理への転換を行うことによって施設の長寿命化を図ります。また、大規模改修や更新(建替え)にあたっては、施設の老朽度や安全性を確認した上で、工事年度を調整することによって平準化を図ります。

（３）安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、利用者の安全確保を最優先し、利用者が危険箇所へ入ることがないように注意を促し、危険が広範囲に及ぶ場合には臨時休館にした上で、速やかに工事を実施して復旧させます。また、老朽化等により用途廃止され、今後利用の予定がない公共施設等は計画的に除却を進めていきます。

（４）耐震化の実施方針

本町では旧耐震基準の時代(昭和 56 年以前)に建設され、まだ耐震補強が行われていない公共建築物が残っていることから、重要な施設から順次耐震化工事を実施します。

（５）長寿命化の実施方針

公営住宅、道路、橋りょうは既に策定した長寿命化計画・修繕計画に従い取組みを実施します。そのほか、インフラ資産、あるいは公共建築物においても必要と判断されるものに対しては、本計画の個別施設計画となる長寿命化計画を策定して長寿命化を進めます。

（６）統合（集約化・複合化）や廃止の推進方針

更新(建替え)時期を迎えた施設は、施設の役割や用途、利用実績や将来の利用見通し等を精査した上で、廃止や周辺の施設との集約化・複合化、施設規模の縮小による更新(建替え)を検討します。

また、躯体がまだ利用できる状態で用途廃止した施設は、周辺にある老朽化した施設の移転先に充てるなど、用途の転用を検討します。

（７）民間活力の導入方針

収益性のある施設を中心に公共施設等の運営の一部もしくは全てを民間へ託し、民間の持つノウハウを活かして効率的・効果的な運営を実現し、サービスの継続を図ります。

その手法として、これまでに適用してきた指定管理者制度の拡大に加え、民間活力の導入を図ります。

５．取組体制の構築とフォローアップの実施方針

（１）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象に本計画に基づく公共施設等の維持管理のため、将来のまちづくりを見据えた今後の施設のあり方についての研修を実施し、本計画の趣旨や内容の理解を得るとともに、職員一人ひとりが将来を見通した公共施設等の維持管理に努められるよう意識向上を図っていきます。

公共建築物の空いている部屋の情報や用途廃止を検討している施設の情報などの公共施設等の効率的な再配置に資する情報は庁内の一箇所に集約されるようにルールを定め、総務課が中心となって各部局が連携できる体制を構築します。

（２）フォローアップ及び PDCA の実施方針

公共施設等総合管理計画策定後のフォローアップとして、公共施設等マネジメント検討会（仮称）を組織し、計画の実施状況の確認と評価、及び、公共施設等の効率的な再配置に資する情報や各部局の公共施設等の現況についての情報共有を行い、取組みの改善やさらなる取組みの進展につなげます。

上記のフォローアップは下記の PDCA サイクルの中の”C(チェック)”に該当します。

（３）計画の推進にあたって

本計画に基づき公共施設等の廃止や規模縮小化、集約化、複合化、転用等を進めるにあたっては、施設に関する問題や課題を利用者である町民と十分に共有するとととともに、議会への説明も行い、町民、議会の意見を取り入れながら進めていきます。

第７章　施設類型別の維持管理方針

１．公共建築物

（１）町民文化系施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
老人憩の家		187	S53	38	RC	不要	直営
東共同作業所跡地（集会所）		177	S55	36	S	不要	直営
中和東地区コミュニティセンター		124	H8	20	S	新基準	委託
湯船地区中・五の瀬集会所		73	H17	11	W	新基準	委託
小杉集会所		81	H5	23	W	新基準	委託

◆施設の現況◆

・本町は町民文化系施設を 5 施設保有しており、その中でも老人憩の家と東共同作業所跡地（集会所）が築 30 年以上経過しています。そのうち東共同作業所跡地（集会所）は大規模な老朽化対策が必要となります。
・老人憩いの家は、大規模改修を既に実施していますが、屋根の改修や高齢化に対応したバリアフリー化等を行う必要があります。

◆施設維持管理の方針◆

・地元住民の利用が中心の施設は、地元との話し合いを行いながら地元への譲渡を検討します。
・建て替えが必要となった場合は、地域内での他の施設の配置に応じて、複合化を検討します。
・老朽化している施設を優先的に修繕し利用者の安全確保に努めるとともに、施設の長寿命化を進めていきます。

（２）社会教育系施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
体験交流センター		1,012	S43	48	SRC	未実施	直営

◆施設の現況◆

・本町の社会教育系施設は体験交流センター1 施設のみとなっています。
・体験交流センターは旧木津高等学校和束分校を用途変更しています。
・築 48 年を迎え老朽化が進んでいます。
・平成 27 年度には、援農者が宿泊できるように 2 階の一部を改修しました。

◆施設維持管理の方針◆

・引き続き改修を進め、空き室の有効活用など、建築物の多角的な有効利用の方法を検討します。

（３）スポーツ・レクリエーション系施設

①レクリエーション・観光施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
和東Ｂ＆Ｇ海洋センター		1,716	S59	32	RC	新基準	直営
京都 和東荘	本館(町立和東青少年山の家)	515	S55	36	W	実施済	指定
	別館(和東山の家研修所)	211	S59	32	S	新基準	指定
和東町観光案内所		215	H28	0	W	新基準	指定

◆施設の現況◆

・本町はレクリエーション・観光施設を 3 施設 4 棟保有しています。
・和東町観光案内所を除く 3 棟で築 30 年以上経過しています。そのうち京都 和東荘は大規模改修を行っており、残りの 1 棟の大規模な老朽化対策が必要となります。
・京都 和東荘は平成 27 年度に京都府から譲渡され、耐震補強と大規模改修を実施し、平成 28 年 7 月にリニューアルオープンしました。

◆施設維持管理の方針◆

・築 30 年を超える棟のうち、まだ大規模改修を実施していない棟については、実施を検討し、安全に利用できる施設の継続に努めます。
・和東町観光案内所は建設されたばかりのため、老朽化による問題が発生する前から計画的に修繕する予防保全型の維持管理を行い、長寿命化を図ります。
・和東 B&G 海洋センターは町の直営による運営の見直しを実施し、効率的な運営体制を検討します。
・京都 和東荘は、日帰り観光から滞在型観光の町へと転換するための拠点となる施設として有効活用します。

（４）産業系施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積（㎡）	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
和束ふれあい工房		297	S60	31	S	新基準	直営
天空カフェ		20	H23	5	W	新基準	直営
グリンティ和束		286	S61	30	RC	新基準	直営
製茶体験工場		204	S61	30	S	新基準	直営
グリーン工場		1,739	S62	29	S	新基準	委託
茶冷蔵庫		42	S61	30	CB	新基準	直営
共同製茶工場	共同製茶工場	788	H8	20	S	新基準	貸与
	農機具保管庫	132	H8	20	SRC	新基準	貸与

◆施設の現況◆

・本町は産業系施設を 7 施設 8 棟保有しており、その中でも茶冷蔵庫と製茶体験工場、グリンティ和束の 3 施設が築 30 年以上経過しています。そのうち製茶体験工場は大規模改修を既に行っており、残りの 2 施設の大規模な老朽化対策が必要となります。

◆施設維持管理の方針◆

・築 30 年を超える施設は大規模改修の実施を検討し、安全に利用できる施設の継続に努めます。

（５）学校教育系施設

①学校

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
和東小学校	校舎	3,792	H4	24	RC	新基準	広域
	体育館	1,120	H4	24	RC	新基準	広域
	プール棟	143	H5	23	S	新基準	広域
	体育倉庫	41	H6	22	S	新基準	広域
	体育倉庫	41	H6	22	S	新基準	広域
和東中学校	校舎	2,127	S37	54	RC	実施済	広域
	倉庫	39	S61	30	S	新基準	広域
	体育館	1,101	H10	18	RC	新基準	広域
	体育倉庫	46	S59	32	S	新基準	広域
	校舎	196	S37	54	S	不要	広域
	用務員室	22	S37	54	W	不要	広域
	トイレ棟	71	H6	22	RC	新基準	広域
	給食ｺﾝﾃﾅ置場	11	H7	21	S	新基準	広域

※和東小学校の校舎は学童保育所と複合化している。延床面積は、学童保育所の面積を除いた数字を表示した。

◆施設の現況◆

・学校は相楽東部広域連合が維持管理していますが、本町の 100%負担となっています。
・施設数は小学校と中学校が 1 施設ずつで計 13 棟あります。
・半数以上の棟が築 30 年以上経過している和東中学校では大規模改修を既に実施しています。
・耐震性が不十分な棟は耐震補強を実施して対策を行い、文部科学省から求められている棟は全て求められている耐震性を確保しています。

◆施設維持管理の方針◆

・和東小学校は計画的な修繕による長寿命化を図り、和東中学校は子どもたちが安全に学ぶことが出来るよう老朽化により発生した不具合に対して迅速な修繕を行います。

②その他教育施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
和東町学校給食センター		667	H8	20	RC	新基準	広域

◆施設の現況◆

・学校給食センターも学校と同様に相楽東部広域連合が維持管理していますが、本町の 100%負担となっています。
・築年数はまだ 30 年を迎えていません。

◆施設維持管理の方針◆

・食の安心安全を図りながら、老朽化による問題が発生する前から計画的に修繕する予防保全型の維持管理を行い、長寿命化を図ります。

（６）子育て支援施設

①保育園

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
和東保育園		970	S54	37	RC	未実施	直営
東保育園(休園)		325	S54	37	RC	不要	直営

◆施設の現況◆

・本町は保育園を 2 施設保有していますが 1 施設が休園中です。
・2 施設とも 30 年以上経過していますが、和束保育園は大規模改修を既に実施しています。

◆施設維持管理の方針◆

・休園中の東保育園は周辺の人口動態を鑑み用途廃止も視野に入れた検討を行います。
・和束保育園は平成 29 年度に耐震補強工事を実施する予定であり、長期的に使用できるようにします。

②幼児・児童施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
学童保育所		170	H21	7	RC	新基準	直営
いきいきこども館		444	S52	39	RC	不要	直営

※学童保育所は和東小学校の校舎と複合化している。

◆施設の現況◆

・本町は幼児・児童施設を 2 施設保有しており、その中でもいきいきこども館は築 30 年を経過していますが、大規模改修を既に実施しています。

◆施設維持管理の方針◆

・学童保育所は老朽化による問題が発生する前から計画的に修繕する予防保全型の維持管理を行い、長寿命化を図ります。
・いきいきこども館は、安全に施設を利用できるよう適切な修繕を行うとともに、更新にあたっては周辺施設との複合化による効率的な施設の再配置を検討します。

（７）保健・福祉施設

①高齢福祉施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
老人福祉センター		697	S61	30	RC	新基準	直営

◆施設の現況◆

・本町の高齢福祉施設は老人福祉センター1 施設のみとなっています。
・老人福祉センターは築 30 年を迎えており、大規模改修を既に実施していますが、屋根・床・風呂の改修及び一部洋式化されていないトイレの洋式化を行う必要があります。

◆施設維持管理の方針◆

・安全に施設を利用できるよう老朽化により発生した不具合に対して修繕を行います。
・更新にあたっては、今後整備する総合保健福祉センター等に複合化することも視野に入れた検討を実施します。

②その他社会福祉施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
社会福祉センター		768	S44	47	RC	未実施	直営
人権ふれあいセンター		472	S49	42	RC	実施済	直営
和束教育集会所		167	S52	39	RC	不要	直営

◆施設の現況◆

・本町はその他社会福祉施設を 3 施設保有しており、3 施設全て築 30 年以上経過しています。そのうち人権ふれあいセンターと社会福祉センターは大規模改修を既に実施しており、残る和束教育集会所の大規模な老朽化対策が必要となります。

◆施設維持管理の方針◆

・社会福祉センターは、総合的な保健医療の中核施設として、国民健康保険直営診療所と複合化した総合保健福祉センターとしての整備を推進します。
・人権ふれあいセンター及び和束教育集会所は、今後も安全に施設を利用できるよう老朽化により発生した不具合に対して修繕を行います。

（８）医療施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
国民健康保険直営診療所		892	S40	51	S	未実施	直営

◆施設の現況◆

・本町の医療施設は国民健康保険直営診療所 1 施設のみとなっています。
・国民健康保険直営診療所は平成 8 年に屋上防水改修工事、外壁・診察室・廊下等の改修工事を行いましたが、老朽化が進んでいます。

◆施設維持管理の方針◆

・総合的な保健医療の中核施設として、社会福祉センターと複合化した総合保健福祉センターとしての整備を推進します。
・総合保健福祉センターの整備後は、現在の建築物を除却します。

（９）行政系施設

①庁舎等

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
和束町役場		1,894	S55	36	SRC	実施済	直営
役場西別館		133	H21	7	S	新基準	直営

※役場西別館は民間団体から購入した建築物のため建築年度が不明であることから購入年度を記載した。

◆施設の現況◆

・本町は庁舎等を 2 施設保有しています。
・和束町役場が築 30 年以上経過していますが、大規模改修を既に実施しています。

◆施設維持管理の方針◆

・本町の重要な拠点施設として老朽化により発生した不具合に対して修繕を行います。

②その他行政系施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
学校給食センター跡倉庫		176	S48	43	W	不要	直営

◆施設の現況◆

・本町のその他行政系施設は学校給食センター跡倉庫 1 施設のみとなっています。
・学校給食センター跡倉庫は築 30 年以上経過しており、大規模な老朽化対策が必要となり

◆施設維持管理の方針◆

・倉庫として利用している施設であることから、老朽化して使用できなくなった場合は解体し、保管物は既存の他施設に移します。

（１０）公営住宅

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
神上団地		150	S30	61	W	不要	直営
式部団地		120	S31	60	W	不要	直営
釜塚団地		260	S57	34	LS	新基準	直営
第1中西団地		524	H11	17	RC	新基準	直営
第2中西団地		590	H7	21	PC	新基準	直営
第3中西団地		311	H28	0	W	新基準	直営
第6中西団地		348	S52	39	LS	不要	直営
第1中山団地		779	S62	29	LS	新基準	直営
第2中山団地		232	S53	38	LS	不要	直営
第3中山団地		778	S59	32	LS	新基準	直営
第3中山団地集会所		70	S59	32	LS	新基準	直営
第5中山団地		519	S59	32	LS	新基準	直営
第6中山団地		885	H7	21	PC	新基準	直営
第5中西団地		562	H27	1	W	新基準	直営

◆施設の現況◆

・本町は公営住宅を 14 施設保有しています。
・その中で 8 施設が築 30 年以上経過しており、さらに、そのうちの 2 施設では築 60 年を経過しています。

◆施設維持管理の方針◆

・築 60 年を超えている神上団地と式部団地は廃止を検討します。
・第 2 中山団地と第 6 中西団地は集約化することを検討します。
・その他、「和束町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、ライフスタイルや家族構成の変化により多様化した居住者のニーズに対応した設備水準を確保し、また、定期的な点検を実施することによって居住水準を確保できる住宅の供給、そして、点検結果を踏まえて住戸改善を進めます。

（１１）公園

①公園

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
湯船森林公園	公園内休憩施設等	175	H11	17	W	新基準	委託
	六角ハウス・水車小屋	53	H4	24	W	新基準	委託

◆施設の現況◆

・本町の建築物のある公園は１施設２棟のみとなっています。
・まだ築 30 年を経過している棟はありません。

◆施設維持管理の方針◆

・安全に施設を利用できるよう老朽化により発生した不具合に対して修繕を行います。

（１２）供給処理施設

①供給処理施設

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
相楽東部クリーンセンター	管理棟・工場棟	984	H10	18	RC	新基準	広域
	車庫棟	55	H10	18	S	新基準	広域
	ストックヤード棟	44	H10	18	S	新基準	広域

※延床面積は本町の負担率で表示している

◆施設の現況◆

・供給処理施設は相楽東部広域連合が維持管理しており、本町の負担率は 48.4%となっています。
・１施設３棟ありますが、築 30 年以上経過している棟はありません。
・ごみ処理検討委員会を設置して、地元との公害防止協定に基づく施設の使用期限が切れる平成３１年度以降のごみ処理のあり方について検討し、平成２７年度末に検討結果報告書として取りまとめられました。

◆施設維持管理の方針◆

・経年劣化による老朽化は否めないことから、機能の維持を図るため、設備機器等の定期検査や精密機能検査に基づき修繕工事を実施します。

（１３）その他

①その他

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
共同浴場		344	S51	40	RC	不要	直営

◆施設の現況◆

・本町のその他に分類される施設は共同浴場 1 施設のみとなっています。
・共同浴場は築 30 年以上経過しており、大規模改修を既に実施していますが、ボイラー室等の給水設備の改修を行う必要があります。
・利用者数は減少しています。

◆施設維持管理の方針◆

・利用者のニーズを調査、把握した上で、公の施設としての必要性から廃止も視野に入れた検討を行います。

２．インフラ資産

（１）道路

◆道路の整備状況◆

分類	実延長	面積
町道	243,230m	615,527 ㎡

◆現況◆

・本町の管理する道路は実延長約 243km、道路面積 615,527 ㎡となっています。

◆施設維持管理の方針◆

・すでに検討している補修計画に従って劣化箇所の補修を進めること、そして、半年に一回行っている全施設のパトロールを引き続き実施して、道路の安全確保に努めます。

（２）橋りょう

◆橋りょうの整備状況◆

本数	面積
176 橋	5,392 ㎡

※この他に、林道に架かる橋りょう 12 橋を保有しています。

◆現況◆

・本町の管理する町道に架かる橋りょうは 176 橋、面積は 5,392 ㎡となっています。

◆施設維持管理の方針◆

・長寿命化修繕計画にもとづき、予防保全型の管理を実施することにより、更新費用の平準化やライフサイクルコストの削減を図ります。また、点検により修繕が必要と判断された橋りょうについては、必要な箇所に適切な対処を早期に実施します。
・5 カ年に一度の点検を引き続き実施し、安全の確保に努めます。

（３）簡易水道

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
和東中央浄水場		352	H12	16	RC	新基準	企業

◆管路の整備状況◆

導水管	送水管	配水管	総延長
3,710m	1,805m	60,872m	66,387m

◆現況◆

・本町の簡易水道施設は 1 施設のみとなっています。
・築年数はまだ 30 年を迎えていません。
・管路は 66,387m となっています。

◆施設維持管理の方針◆

・設備の日常点検や定期点検を継続し、水質や恒常的な配水に直結する不具合は即時対応しながら安定した水の供給を図ります。
・緊急性が低い不具合についても優先順位を付けながら順次更新・修繕を実施します。

（４）下水道

◆施設概要◆

施設名	棟名	延床面積(㎡)	建築年度	築年数	構造	耐震補強	運営方法
和東中央浄化センター		518	H12	16	RC	新基準	企業

◆管路の整備状況◆

管種	延長
塩化ビニル管	35,387m

◆現況◆

・本町の下水道施設は 1 施設のみとなっています。
・築年数はまだ 30 年を迎えていません。
・管路は 35,387m となっています。

◆施設維持管理の方針◆

・設備の日常点検や定期点検を継続し、緊急性の高い不具合は即時対応しながら適切な汚水処理を行います。
・緊急性が低い不具合についても計画を立てて更新・修繕を実施します。

第８章　おわりに

本計画にて、本町の公共施設等の将来の更新費用試算結果が明らかになり、将来の財政運営・施設運営を行っていく上での課題が浮かんできました。公共施設等の中には老朽化が進んだものも多く、将来更新費用は、公共建築物においては過去 5 年間の公共建築物に投じた投資的経費の4倍以上、インフラにおいても2.5倍の費用が発生するという結果となりました。

一方で、本町の人口は減少を続け、生産年齢人口の減少に伴う町税収入の減少や少子高齢化に対応するための歳出(扶助費)の増大などにより、公共施設等に係る修繕費や更新費を現状と同水準で割り当てることは難しくなることが予想されます。

こうした課題に対して、今後は老朽化した公共施設等の更新にあたって、利用者の安全性の確保と今までよりも効率的な維持管理を目指すとともに、施設で提供できる行政サービスの組み合わせや運営方法を工夫しながら、将来の和束町のまちづくりを見据えた公共施設等の規模や配置のあり方を検討していくこととします。

老朽化が進み建替え時期を迎えた公共建築物については、更新にあたり、それまでの役割や将来の利用見通し等を精査した上で、周辺の施設との集約化・複合化による新しい施設としてのあり方を最優先に検討します。そして複数の行政サービスがひとつの施設に集まることにより、よりきめ細かで柔軟な対応ができるよう、効率的かつ効果的な運営や維持管理の実現に向けた取り組みを検討します。

また、利用者の安全を確保するため、住民の生活と生命を守るインフラ資産をはじめ主要な公共施設等については長寿命化計画等の個別施設計画を策定し、定期的な施設点検や計画的に修繕を行う予防保全型の維持管理を行います。

和束町は、かけがえのない自然環境やふるさとの景観を守り、誰もが安心しながら元気に暮らし、思いやりを持って支え合うまちをめざしています。公共施設の最適化は短期間で解決する課題ではありませんが、行政と住民がともに考え、力を合せることにより、和束町の資産である公共施設等を次世代に引き継いでいくための取り組みを進めます。

巻末資料　将来更新費用試算条件

■公共建築物

試算条件	
試算に用いたソフト	公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）
試算期間	平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間
対象外とする公共建築物	50 ㎡以下の建築物 （大規模改修・更新費用の単価が大幅に異なるため）

大規模改修・更新費用設定

①建設から 60 年で同じ面積の建物に更新（建替え）する。
（60 年の設定は日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による）
②建築から 30 年で一度大規模改修を行う。
③工事期間は大規模改修が 2 年間、更新の場合は 3 年間。
④すでに築 31 年以上 50 年未満となっている建築物は今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものと仮定。
⑤すでに築 50 年以上経過している建築物は更新時期が近いため大規模改修は実施しないものと仮定。

大規模改修・更新費用単価

施設類型（大分類）	建替え	大規模改修
町民文化系施設	40 万円/m^2	25 万円/m^2
社会教育系施設	40 万円/m^2	25 万円/m^2
スポーツ・レクリエーション系施設	36 万円/m^2	20 万円/m^2
産業系施設	40 万円/m^2	25 万円/m^2
学校教育系施設	33 万円/m^2	17 万円/m^2
子育て支援施設	33 万円/m^2	17 万円/m^2
保健・福祉施設	36 万円/m^2	20 万円/m^2
病院施設	40 万円/m^2	25 万円/m^2
行政系施設	40 万円/m^2	25 万円/m^2
公営住宅	28 万円/m^2	17 万円/m^2
公園	33 万円/m^2	17 万円/m^2
供給処理施設	36 万円/m^2	20 万円/m^2
その他	36 万円/m^2	20 万円/m^2

※単価については先行して試算を行った自治体の実績や設定単価等をもとに総務省が設定。

■インフラ資産

試算条件	
試算に用いたソフト	公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)
試算期間	平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間

大規模改修・更新費用単価

	更新単価		条件設定
道路	一般道路	4,700 円/㎡(道路面積)	①15 年で舗装の打換を行うものと仮定(国土交通白書の舗装耐用年数 10 年、一般的な供用耐用年数 12～20 年)。
	自転車歩行者道	2,700 円/㎡(道路面積)	
橋りょう	PC 橋、RC 橋、石橋、木橋	425 千円/㎡(面積)	①建設から 60 年(法定耐用年数)で全面更新するものと仮定。 ②既に耐用年数を超えているものは今後 5 年間で更新するものと仮定。
	鋼橋	500 千円/㎡(面積)	
簡易水道	導水・送水管		①敷設から 40 年(法定耐用年数)で更新するものと仮定。 ②既に耐用年数を超えているものは今後 5 年間で更新するものと仮定。 ③年度不明のものは各年度均等割りで更新費用を算出。
	管径 300mm 未満	100 千円/m	
	～管径 2000mm 以上	～923 千円/m	
	配水管		
	管径 150mm 以下	97 千円/m	
	～管径 2000mm 以上	～923 千円/m	
	処理施設の建屋	建替え 36 万円/㎡ 大規模改修 20 万円/㎡	①公共建築物と同じ。
下水道	管路		①敷設から 50 年(法定耐用年数)で更新するものと仮定。 ②既に耐用年数を超えているものは今後 5 年間で更新するものと仮定。
	管径 250mm 以下	61 千円/m	
	～管径 3001mm 以上	～2,347 千円/m	
	処理施設の建屋	建替え 36 万円/㎡ 大規模改修 20 万円/㎡	①公共建築物と同じ。

※単価については各種統計年報や指針を基に総務省が設定。

和東町公共施設等総合管理計画

発行日　平成 29 年 3 月
発　行　和東町 総務課

〒619-1295 京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水 14-2
電話：0774-78-3001　Fax：0774-78-2799
http://www.town.wazuka.lg.jp/